

☆医療的ケア児、外出しやすく カルテ共有で急変対応

2018/2/11 日本経済新聞

<https://www.nikkei.com/article/DGXMZO26794290Q8A210C1CR8000/>

> 厚生労働省は2018年度から、たんの吸引などが必要な「医療的ケア児」がいる家族が外出しやすいよう環境整備に乗り出す。医療機関が患者情報を共有する仕組みを作り、外出時に体調が急変しても、かかりつけの医療機関以外で早期に治療できるようにする。

厚労省によると、医療的ケア児の家族は、かかりつけの医療機関から離れた場所に行くことに不安をもっていることが多い。主治医以外の医師が適切な治療を行ってくれるか心配し、旅行をためらうケースが少なくないという。

厚労省は18年度に複数の自治体で、医療機関同士が医療的ケア児のカルテなどを共有するモデル事業を始める。普段どのような治療を受けているかや日ごろの検査結果などを共有。外出先で体調が悪化して医療機関に搬送された場合、素早く手当てできる仕組みを検討する。

小児患者の場合、薬の種類や量を慎重に判断する必要があるが、患者情報を共有することで主治医以外の医師も治療方法を決めやすくなる。厚労省の担当者は「モデル事業の成果を踏まえ、全国展開していきたい」と話している。

厚労省は医療的ケア児を受け入れる保育所を増やすモデル事業を既に実施しており、これらを含め18年度予算案に1億8千万円を盛り込んだ。

厚労省が医療的ケア児への支援の充実を目指す背景には、医療技術の進歩で命は助かったものの、人工呼吸器やたんの吸引などが必要な子供が増えていることがある。同省研究班の調査によると、19歳以下の医療的ケア児は15年度が約1万7千人で、05年度と比べると2倍近くになった。

厚労省は18年度、障害福祉サービスの報酬改定でも、医療的ケア児への支援を手厚くする。障害児が日常生活の基本動作などを学ぶために利用する施設で、看護職員を配置したり増やしたりした場合、施設に払う報酬を増やす。

